

農業作業中の怪我・骨折が後を絶ちません！！ 万一に備えて労災加入・農業者のための労災特別加入

組合員の農作業中の事故が発生しています。JAグループ広島では、農業者の労災加入を促進するため、加入相談・支援窓口を一本化した外部委託による労働保険事務組合(たんぼぼ会)を組織し、組合員の労災加入促進を図っています。労災加入によって、治療や入院等の臨時的費用支出を軽減することができます。これらに関する相談等加入を検討される方は、広酪総務管理課までご連絡下さい。

こんな時のために
万一に備えて！
農業者のための労災保険

知っていますか？
農業者は、無償で労災保険の加入者となりますが、
**個人経営者自身も、農事組合法人の事業主も！
労災保険に加入できます！**

農法人の場合、月々一定の労災特別加入料の負担も必要です。

～労災保険「特別加入」制度～

被保険者の種別	加入資格	労災保険の保障内容
中小事業主等	● 個人経営者(専業主業)として、1年以上の期間、専ら農業に従事していること ● 専業主業として1年以上の期間、専ら農業に従事していること	● 労災保険の特典(労災給付)を受けることができる(労災給付は、労災発生後、11ヶ月以内) ● 労災給付は、労災発生後、11ヶ月以内
特定農作業従事者	● 農業者(個人経営者)が100人以上の従業員を雇用していること ● 農業者(個人経営者)が100人以上の従業員を雇用していること	● 労災保険の特典(労災給付)を受けることができる(労災給付は、労災発生後、11ヶ月以内) ● 労災給付は、労災発生後、11ヶ月以内
協定農業者等 作業従事者	● 協定農業者(個人経営者)が100人以上の従業員を雇用していること ● 協定農業者(個人経営者)が100人以上の従業員を雇用していること	● 労災保険の特典(労災給付)を受けることができる(労災給付は、労災発生後、11ヶ月以内) ● 労災給付は、労災発生後、11ヶ月以内

このように資格が、対象の対象となります。

注意
○ 労災特別加入料が5,000円以上の場合は、協定農業者を労働保険特別加入者として労災特別加入料を徴収します。
○ 協定農業者が個人経営者である場合は、農業者のための労災特別加入料を徴収します。

雇用労働者に労災事故が発生した場合、は、事業主に補償責任が問われます。

労災保険に加入すると・・・

① 労災保険で、他産業労働者並みの補償が受けられます。
② ケガをしたときの治療費が全額補償されます。
③ ケガでの休業時に、休業金が支給されます。
④ 事故で死亡が原因とならば、遺族に労災保険の年金が給付されます。

例
● 勤労者並みの休業中に事故が発生し、30日間休業した場合は
● 医療費は全額補償
● 日給を基とした給付基礎日額 × (休業日数 - 3日) × 80%支給
給付基礎日額は1万円とする
年額補償額 { 協定農業者(個人経営者)の本人が 14,000円
特定農業者(個人経営者)の本人が 32,800円
で、216,000円が支給されます！

労災保険に加入するには・・・

労災保険への加入手続きは、JAで行うことができます。
加入申請・給付申請などは専門家が代行します。

労災保険への加入相談、申請時の給付申請などが、お近くのJAで行えます。
申請書類の作成は、専門家である社会保険労務士法人たんぼぼ会が代行します。

労災保険「特別加入」の必要経費 1124.41円

① 労災保険「特別加入」の保険料
給付基礎日額は、3,000円～20,000円の中から選ぶことができます。
※ 協定農業者の加入の場合は、給付基礎日額を協定した金額が適用されます。

給付基礎日額 (円/日/月)	個人経営者(個人事業主)	特定農業者(個人事業主)	中小事業主等
10,000円	11,244円	22,488円	43,200円
5,000円	5,622円	11,244円	21,600円
3,000円	3,373円	6,746円	13,200円
2,000円	2,249円	4,497円	8,800円
1,000円	1,125円	2,249円	4,400円

② 労働保険事務組合への加入費・年会費

加入保険	加入金	年会費・更新料
中小事業主等	20,000円	計算・固定保険料の6% (上限額4,000円、下限額1,000円)
特定農業者(個人事業主)	20,000円	1年度1,000円(1,000円+加入者数)
協定農業者(個人事業主)	1,000円	1,000円

お問い合わせ先は、JA または 社会保険労務士法人 たんぼぼ会
〒731-0112 広島市東区東山3丁目9-18
TEL: 082-274-3882

全酪連に 「導入牛防疫検査」 を要請

広酪は、北海道からの乳用初妊牛の導入にあたり、牛ヨーネ病、白血病への対策を求めため、その主要取引先の上部団体組織「全酪連」に対して、去る7月23日付けでこれらの改善要請を行いました。また、8月3日から4日に亘り、全酪連主催の北海道都府県畜産主任者会議に櫻木茂夫課長補佐(事業推進課)が出席し、乳用初妊牛の導入実施にあたり、次の対策を求めました。

要望事項

- ① ヨーネ病はカテゴリー1の農家に限定、若しくは抗体陰性の検査済みであること
- ② 白血病は抗体陰性であること
- ③ IBRを含む5種混以上の予防接種を20日以前に実施していること

※それぞれの証明書を添付すること。

平成23年度 家畜導入事業互助会精算報告 無事戻し1万円を 7月分乳代に加算

- ▼ 7月18日(水)、家畜導入事業互助会要領の第10条に基づき運営委員会を開催し、平成23年度家畜導入事業互助会の精算を決定しました。
- ▼ 互助会運営収支の収入金額は、①互助会参加組合員からの1頭あたり1万円の負担による互助会費収入51頭分510,000円、②全酪連等からの輸送保険金収入、見舞金収入(3件)991,105円の収入総額1,501,105円となりました。
- ▼ 一方、支出金額は、支出金額要領の家畜導入事故処理基準などに基づき行った結果、その総額は991,105円となり、収入金額と支出金額の差引額は510,000円となりました。
- ▼ 運営委員会では、この差引額の精算方法に関して互助会への加入総頭数の51頭で除した金額10,000円を無事戻し金として、平成24年7月分の生乳受託販売代金の精算に併せて、乳代加算処理することとしました。